

●香川県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年6月14日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
主要地方道（44号）円座香南線	高松市香南町池内字古田166番地先から 高松市香南町横井字尾池原997番1地先まで

2 指定を解除する道路の種類及び路線名並びに占用の制限を解除する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般県道（174号）千疋高松線	高松市香南町西庄字土居1199番4地先から 高松市香南町池内字畦田741番2地先まで

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占用の制限の開始の期日 令和4年7月1日